

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 1 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 24 年 4 月 26 日（金曜） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2階 第5集会室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：岡委員、小野委員、恩地委員、木下委員 福山委員、山下委員
欠 席 者	委員：鶴島委員、多田委員
案 件 名	議案 1. 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 報告 1. 枚方市景観懇話会での意見について
提出された資料等の 名 称	次第 議案第 1 号 枚方市都市景観基本計画【改訂版】 枚方市都市景観基本計画 新旧対照表 今後のスケジュール 枚方市景観基本計画の基本方針 類型別景観形成の方向総括表 地域別基本計画総括表 報告第 1 号 枚方市景観懇話会での意見について 平成 24 年度第 3 回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	意見をもとに都市景観基本計画改訂案の第 3 章までを修正し、次回の審議会第 4 章からの確認を行う。次回の審議会は、6 月初旬頃を予定。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

会 長： 定刻になりましたので、ただいまより、平成 25 年度第 1 回枚方市都市景観審議会を開催致します。それでは着席して進めさせていただきます。

本日は委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は景観基本計画の改訂案について審議して参りたいと思いますので、委員の皆様よろしくお願い致します。それでは、本審議会の開会にあたりまして、市を代表しまして池水都市整備部長よりご挨拶を頂戴致します。

部 長 挨 拶： みなさん、おはようございます。今ご紹介いただきました、都市整備部長の池水でございます。この 4 月の人事異動で都市整備部長に着任させていただきまして、今後、この景観について担当させていただくことになります。今後ともひとつよろしくお願い致します。それでは、開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には日ごろから、本市行政に何かとご高配いただきまして、誠にありがとうございます。またお忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて本日は、前回お示しさせていただきました枚方市都市景観基本計画の改訂案、これの前半部分に加えまして、地域への展開、あるいは景観づくりの進め方など、後半部分の内容についてご審議をお願いしたいと思っております。また、昨年度実施いたしました景観懇話会の最終回の報告なども予定させていただいております。来年 4 月の景観計画、また景観条例制定に向けての取り組みを、全力を挙げて進めてまいりたいと考えておりますので、今後も引き続きお力添えいただきますようお願い申し上げます。さて、これらの内容につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

吉 川 会 長： ありがとうございます。次に、委員の皆様の出席状況の報告と資料の確認を事務局よりお願い致します。

事 務 局： それでは、委員の出席状況を報告させていただきます。今回の委員総数は 10 名でございますが、本日は 8 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第 5 条の規定に基づく委員総数の過半数に達しております。従いまして、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、鶴島委員と多田委員につきましては、欠席される旨連絡いただいております。次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元をご覧くださいませでしょうか。まず、本日の次第がございます。それ

から、議案第1号と書いた厚い資料がございます。それから、A3横綴じで今後のスケジュールがございます。それから、横綴じになっておりますが報告第1号と書いた資料がございます。あと、大阪府の屋外広告物条例の手引き〔抜粋版〕という資料がございます。それから最後に、前回の審議会の会議録がございます。よろしいでしょうか。

(資料確認)

吉川会長：それでは、ただいま事務局から報告がありました通り、本日の審議会は成立しております。また、従来どおり、本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、公開としております。本日の議案等を事前に確認したところ、個人情報などの公開すべきではない情報が含まれた案件ではございませんので、今回の審議会は公開としますが、委員の皆様ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川会長：では、「異議なし」ということですので本日の審議会は公開と致します。次に、本日傍聴人はおられますでしょうか。

事務局：本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

吉川会長：それでは、さっそく審議に移りたいと思いますが、その前に、前回の会議録について事務局より説明があるようですので、お願いしたいと思います。

事務局：第2回の会議録につきまして、全員の確認のうえ修正を行ってまいりましたが、その際、署名人の指名をしておらず最終確認ができていない状況でございました。したがって本日、署名人を指名していただきたいと考えております。なお、第3回の会議録につきましては、今回参考資料として添付をさせていただいておりますので、ご確認をいただきまして修正等ございましたら、誠に申し訳ありませんが5月8日までに事務局にお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

吉川会長：ただいま事務局より説明がありました会議録の署名人の件でございますが、昨年10月の第1回の審議会では前年度のことでございますので会長・副会長が署名をさせていただきました。今後、毎回署名人を指名することにしておりましたので、基本的にはご出席いただいた方の中、50音順で署名をしていただくことにしたいと思っております。第2回の会議録は、鶴島委員がご欠

席されたため、岡委員と小野委員、第3回の会議録を鶴島委員と恩地委員、それから、本日の会議録は木下委員と福山委員ということでお願いしたいと思っております。それでは、本来の審議を進めてまいりたいと思います。議事次第では、審議案件の枚方市都市景観基本計画改訂案の策定と、報告案件として景観懇話会での意見についての2点ありますが、両者が関連しておりますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： 恐れ入ります。着席をして説明させていただきます。まず、景観計画策定までの作業のスケジュールについてのご説明をさせていただきます。本日お手元にご用意しております、スケジュール表をご覧くださいませでしょうか。1枚目に本日ご説明するスケジュール、2枚目に前回ご提示しましたスケジュールのセットとなっております。

この間、私どもいろいろ検討させていただきました。非常に審議時間がタイトなスケジュールと認識しておりまして、これまでの景観審議会の審議状況を踏まえまして、まずは、景観行政団体への移行を中核市への移行に合わせました、平成26年4月とすることで、景観基本計画の改訂、景観計画の策定、景観条例制定の時期を全体として2ヶ月ないし3ヶ月の余裕を持たせようということで変更させていただいております。一方本日のスケジュールの最下段にございます屋外広告物条例、こちらにつきましては平成25年1月、本年の1月に大阪府より府条例の一部権限委譲を受け、実務を現在行いはじめたところでございます。中核市となります平成26年4月には、この大阪府条例が枚方市に及ばなくなることから、移行と同時に枚方市条例としての施行が必須であることから、これまでどおり、12月制定をめざすこととしたいと考えております。

なお、屋外広告物条例の内容につきましては、本日お配りしております屋外広告物の手引き〔抜粋版〕をご覧くださいませでしょうか。これは大阪府が、平成25年1月に策定したものでございますが、P2に「屋外広告物とは」というかたちで記載がされております。また、P4に禁止物件、P5に禁止の区域、P6に許可の区域とございます。P7には許可の基準、そして、P8に路線型の制限区域というかたちで網掛けをしております。本市の場合、国道1号・国道170号、そして後段の第二京阪道路、こうしたところが路線型の制限区域となっております。それから、P11をご覧くださいませでしょうか。こちらは、面型の表示制限区域というかたちで、上の2つの区域図が対象となりまして、淀川等沿岸区域と生駒山系区域がその対象でございます。こうした内容で現在、府より権限委譲を受けまして、手引きに基づく事務を行っているところでございます。そこで本市といたしましては、本市の条例内容は大阪府条例を参考にしたものとして、条例制定後、引き続き市内の広告物の実態につきまして把握を行った上で、どのようにすれば今後改善につなげることができるのかといった検討が必要ではないかと考えております。

続きまして、本日お配りしております報告第1号の、枚方市景観懇話会での

意見についての説明をさせていただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、第1回から第6回 枚方市景観懇話会（開催報告）をご覧ください。昨年度実施いたしました、市民公募による景観懇話会の内容の報告となっております。第1回から第5回までにつきましては、平成24年度第2回の本審議会ですでに報告させていただいておりますが、本日は残る第6回、最終回でございますが、こちらの報告をさせていただきます。おそれいりますが、P42からP45が第6回の内容となっております。景観推進アイデアの検討を行っていただいたところございまして、その内容はP42から順次、推進組織、人材育成、市民活動の支援、市民参加活動、そして表彰・顕彰制度や啓発・広報などの分野毎にご意見をいただいたところでございます。これらの検討結果は、景観基本計画改訂案の「第5章 景観づくりの進め方」に反映をしていきたいと考えております。

続きまして、審議案件の枚方市都市景観基本計画改訂案の策定についてご説明したいと思います。本日お配りしております資料として新旧対照表、そして枚方市景観基本計画の基本方針、類型別景観形成の方向総括表、その次のページに地域別基本計画総括表がございます。いくつかの資料に別れて申し訳ないのですが、まず、こちらの枚方市都市景観基本計画改訂版に沿ってご説明をしたいと思います。

まず最初に、前回ご意見いただきましたことを踏まえての修正点でございます。1点目としまして、枚方市の景観形成に関わる歴史を、現代からではなく古来より人の営みと自然により形成されているであるとか、平成6年の策定から20年近く経過した中での状況変化を踏まえた改訂であることを含めるべきとのご意見をいただきました。P1を開いていただけますでしょうか。こちらの序章に、「古来より人や物資の重要な交通路として」また、P2の最上段のところに「枚方は都市の成長を図る観点に立ち」、それからその後に「成熟社会にふさわしい」といった記述を加えるなど、大幅な追記・変更をさせていただきました。

続きまして、次のご意見として総合計画、都市計画マスタープランと景観基本計画、景観計画などとの関連につきまして、それがどういう区分になるのか、関連計画になるのか分かりやすく表示すべきというご指摘をいただきました。P5をご覧くださいませでしょうか。下の図のように、上位計画として総合計画を、そして都市計画マスタープランなどは右の連携を図る計画として分かりやすくなるよう変更いたしました。

続きまして、都市計画では、用途地域など地域を細分化し縦割りで考えていかなければならない。一方、景観というのは横に繋がるわけで、あまり都市計画に縛られると景観というものの魅力が失われることとなるとしたご意見をいただきました。こちらの点につきましては、たとえばP5の上位計画である総合計画と都市計画マスタープランとは明確に区別を図りまして、上位計画である総合計画、連携を図る都市計画マスタープランという位置づけを明確にしま

した。さらに、P14をご覧くださいませでしょうか。こちらの枚方市都市構造図の絵がございませが、下の断面図のところでは高槻側の山を記載し、また、枚方市の中ほどに緑地や田などを記載することで、横への広がりを見現すべく修正をさせていたただいたところではございませ。こちらにつきましては、景観を考える場合は地域を区切るといふ考え方が必ずしも馴染まないものであるといふことを見現したものと考えております。また、文中での見現にはまだまだ、我々も工夫が要るのではないかなと考えておりますが、そちらにつきましては、今後の作業の中で、そうした観点からさらに改めるべきところは改めていきたいと考えております。

続きまして、景観の3つの特性と景観形成の3つの課題、そして景観づくりの目標方針のそれぞれの関係について、分かりづらいついご意見をいたただきました。こちらにつきましては、本日お配りしております、先ほどのA3横型の「枚方市都市景観基本計画の基本方針」、こちらを作成致しましたのでご覧いたただきたいと思ひます。右側の魅力づくりのテーマと基本方針についてではございませが、こちらにつきましては実は、平成5年の景観基本計画から取り組んできたものでございませ。その後、都市計画マスタープランにおきまして、生活環境の質の高いまちづくりのテーマのもと定められたことから、それらとの整合を図る意味からこうしたことにしたものでございませ。また中ほどの、景観形成の課題につきましても、この3つのテーマからの課題の抽出となつております。ついで、都市の骨格景観など類型区分と魅力づくりの3つのテーマと基本方針との関係が分かりにくいとご意見がございませ。これにつきましては次のページの類型別景観形成の方向総括表といふかたちでまとめさせていたただいたところでありませ。それから、本日第4章以降のご提案をさせていたただくわけでは、3章でまとめ上げました3つのテーマが、4章のそれぞれの地域への展開にどう反映するのか、つながりが分かるようにとご意見をいたただきました。それにつきましては、次の資料をめぐつていたただきますと一覧表といふ形になつてございませが、枚方全体と部分の景観の捉え方といふかたちで地域別基本計画総括表として捉えられるように工夫を致しました。いづれも、基本計画の全体を把握するために分かりやすい資料として基本計画の中の適切な箇所へ織り込むように検討していきたいと考えております。

続きまして、4章から6章の内容について本日のご提案をさせていたただきます。P36をご覧くださいませでしょうか。景観地域・景観区域の区分につきましては都市計画マスタープランでの地域割に整合させました7区画に加え、都市核となる枚方・樟葉駅周辺の区域を合わせて9区域としたいと考えております。また、面的に広がる区域区分の境界となる道路や河川を5つの景観軸として設定を致しました。P39をご覧くださいませでしょうか。このP39以降に、各区域ごとに区域現況図、そして景観づくりの目標と方針、その下に景観形成概念図と景観形成の方向と次のページに関連プロジェクトといふかたちで記載をしております。各地域ごとに順次説明をしていくところではございませ。P109

をご覧くださいませでしょうか。第5章でございますが、第5章では景観づくりの主体と役割として、「景観形成に係わる各主体の責務と役割」で市民の役割、事業者の役割、行政の役割を記載しております。P112をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、景観づくりの展開として、景観形成の制度づくりと運用、景観形成の推進体制、それから市民・事業者の参画の推進など、景観懇話会での意見などを踏まえまして、景観形成を推進していくためのソフト面の取り組みを記載させていただきました。

P118をご覧ください。こちらは、基本計画の改訂の経緯を今後埋めていく予定ということとしており、項目だけになっております。また最終的には、この基本計画に関する用語解説を最終のページに入れていきたいと考えております。以上で議案とさせていただきます。よろしくお願い致します。

吉川会長： 大変タイトなものを個々に審議しますとそれだけで時間が無くなってしまいます。すでに委員の皆様には事前にお読みいただいているかと思えます。いっぺんにいろんなものを議論していくと大変なことになりますので、まずは、段々ブラッシュアップされてきている序章から3章までについて、特に前回と今回でこういう変更をしたという課長からのお話があったと思えますので、最初の部分を片付けた上で、4章以降の議論に入りたいと思っております。ということで、最初の部分について委員の方からご意見を頂戴したいと思えます。

山下委員： 1つ聞きたいんですけど、膨大な資料なんですけども、私のところは今週の前半に届きました。こちらは昨日届いたということで資料を読んでも暇がないという状況の人が委員の中にいます。どうして前日だったのか。異動があったので困難だったのかなという推察はしますが、会長のすでに資料を読んでいるとの前提でお進めいただくのは無理があるという気がします。

吉川会長： 事務局としては、私が一度目を通したものを心配しようと考えられていて、実は私自身も、新年度になってタイトなことになっていまして、時間的になかなか調整が取れていない状況です。従って、そういうことも危惧をしまして前回と同じようなスタンスにしたいと思っております。ですから、今回も1章から3章までを再度ご意見賜るということになっております。私が勝手に申し上げているところもあるのですが、今日も議論の中で目を通していただいて、2ヶ月か3ヶ月の若干の余裕が出てきているところもございますので、基本計画をいいものにしていきたいと思っております。今日は4章から6章についても、再度議論するとご理解いただければと思えます。1章から3章については、何度か議論をされてきたかなという感じでございますので、ご意見を賜りたいと思えます。

山下委員： では、序章につきまして一言申し上げますと、前回の審議会で序章がこれま

での基本計画の文言とまったく同じ内容なのはいかがなものなのか、20年前と今とまったく同じ文言のままなのはおかしいと言わせていただいたんですけども、それを踏まえて取り組んでいただいたのはよく理解しております。それは大変ありがたいと思っております。前回の会議で、基本計画改訂版というのを配られて、それを元に審議したんですけども、その文言の中で「里山」という言葉が使われているんですが、この「里山」という言葉が、今日いただいた基本計画の中の序章の文言の中にはないんです。「里山」という言葉が非常にいいなと思いますので、序章のどこかで「里山」という言葉を取り上げておいていただければと思います。それから、今日配られた序章の1ページ目の下の方に「都市間競争の様相も呈してきています」という文言があるんですけども、この文言はいかなる意味なのか。私はこの部分は無くてもいいなと思うんですけども、この文章を書かれた方はどんな意図で書かれたのか。書かれた方はもう異動でおられないかなと思います。結局今回の審議会は前任の方がごそつといないので、ここにおられる皆さんはご存じないと思うんです。でも、都市間競争の様相を呈しているという点からみれば、枚方は負けているということにもなるんですけども、この文言はいらないのではと思います。

吉川会長：別に都市間で競争する必要は無いと私も思っています。それぞれ地域的な個性を訴えていくわけで、みんな同じところをめざして、競争する必要はないと思います。特に景観という部分は、まさにご指摘のとおりだと思います。私自身は、前回までの議論と非常に大きく違うところは、都市マスの位置づけが変わっているところだと思ってまして、ご意見・ご指摘賜ればと思っております。

下村副会長：前回の都市計画マスタープランの位置づけの変更について、内部で調査された結果、横付けでよろしいんですね。

事務局：そういうことでございます。

下村副会長：上位は総合計画であって都市計画マスタープランと基本計画を繋いでおられるんですね。あと、住宅マスタープランはなかったですか。

事務局：ございません。

吉川会長：先ほど課長から説明がありました様に、私自身が前回、都市計画が縦割りだと激烈なことを言い過ぎたのですが、要するに行政的にうまくやらないといけないということで、地域も割りますし、それから計画そのものも部門ごとに割ってしまうというのが、都市計画行政です。景観というものは、横につないでまちづくりとか都市づくりを良いものに仕上げていくもので、景観そのものを扱いながら実はトータルに良いものに仕上げていくというのが、景観というも

の役割だと思っております。課長は先ほど、まだ文中に加えていくとおっしゃっていたのですが、縦割りという用語は考えていただいて、横にある2つのものでまちづくりがされていくということも文中に、明文化していただければと思います。

事務局： 前回までのご説明申し上げる中で、説明の足りない部分がありました。今、会長のご説明がありましたように私どもの認識といたしましては、都市計画マスタープランといったものが、都市全体を上から俯瞰して地域割りというかたちであり、縦割りというのが少し抵抗があるのですが、例えば、縦糸という形で考えていただいて、景観を横の広がりということで横糸と捉え、その縦糸・横糸で枚方の市域全体をトータルデザインをして、きれいな織物を作ろうといったイメージでこの基本計画全体をまとめ上げればと考えております。

下村副会長： 後ほどスケジュールの説明があると思うのですが、今回、先ほどもスケジュールの一番下に屋外広告物が出てきたんですけども、その取り扱いについて、まず、基本計画の関連に入れておくのか。また、最終的にもっと後の議論になってきますが、景観審議会は名称変更の可能性があるのか。「景観・屋外広告物審議会」といった可能性があるのなら、前振りしておかなくてもいいのか。条例の改正もしないとだめだろうし、まだ決定されていない事項なのかもしれませんが、出来上がった段階ですぐに「屋外広告物・・・」とつくのかどうか。他市では一緒にやっていく審議会に変わっているところもありますので、その扱いをどうされるのか。その辺りを少し急いで検討しておかないといけないのではないかと思います。

吉川会長： そのへんは、まだ方針がどうなるか決まってないと思います。とりあえず今日の説明を聞いたところでは、屋外広告物については議論が全然内部で進んでないので、とりあえず大阪府条例をそのまま準用するというかたちで、来年の4月1日の中核市移行後、議論していくこととなります。そのときに、我々の審議会の中での扱いなのか。また、副会長がご指摘のことはもう1つ条例を改訂することになるのか。大阪府の条例でなく、枚方市の屋外広告物条例になりますからそのあたりの扱いをどうするのか。また、基本計画のところでは、屋外広告物については全然言及しないスタンスでいっておくのか、予め考えたことを盛り込んでおくのかということです。

事務局： 冒頭ちょっとご説明させていただきましたように、本市は本年1月から、大阪府よりこの屋外広告条例の事務移譲を受けて、3月末で70件くらいの許可をしました。こういった実状でございまして、まだまだその実務を重ねる中で、具体的にどのようなやり方が最も枚方市としてふさわしいのか、あるいは、現状の枚方市内の屋外広告物の状況の把握というのも、少し時間をいただく中で

十分見つめていかなければならない部分があるかなと考えております。確かに、景観基本計画あるいは景観計画も含めまして、トータルで考えていこうというのが多いかなと思います。そうした考え方に、我々も沿ったかたちで今後進めていきたいと思うのですが、なにぶん4月というタイムリミットがございますので、屋外広告物に限りましては、現行の府条例を参酌して作るというかたちで進めてまいります。この審議会の場合、そういった次の屋外広告物も含めました審議会になっていくかどうかは、多くの市で屋外広告物条例の中で、例えば勧告をするとか、あるいは変更命令をするとか、そういった際には審議会でご審議願っているというようなこともございますので、そうした事例も研究しながら次のステップの中で検討してまいりたいと考えております。

下村副会長： こっちのほうが一歩先動くのは間違いなくて、発行時期が若干ですがずれるので、「屋外」という言葉がまったく出てこなくてもいいかなとは思いますが、すぐガラッと変わる可能性があるのなら、そこを少し内部で検討いただいて、載せておく方が良いのかどうか。また、別途動かすために屋外広告条例をもう1回整理設置し、その時に審議会を置くのか置かないのか。それでまた、別途審議会を置くとなれば調整が大変になると思います。

吉川会長： 別の審議会ができて、今回していることは、都市計画審議会の都市計画条例側と新しい景観条例との調整をしていくという話になるわけです。そして、今度は屋外広告物条例が出来て、条例1つ1つに審議会を設置していくと大変なことになるかなという気がします。別れているところもあれば一緒にやっているところもあります。

下村副会長： 一緒にやっていく傾向が強い気がします。

事務局： 屋外広告物条例の屋外広告物法そのものが、確か平成16年に大きな改正がされまして、法の目的の中に景観というくだりが加えられたというようなことでもございまして、それまでの流れと少し変わってきたというように認識しております。そういったことを踏まえまして、今、会長が言われたようなかたちの審議会というのが、今後全国に増えていくと我々も考えております。ただ、今日の時点でというのはちょっと判断が難しいです。

下村副会長： 完成年度を見据えて検討されたいほうが良いのではないかと思います。切り離すのであれば切り離すでも構いませんし、それは時期的なものもあって、次の年でも結構だと思っておりますが、一回ご検討いただいておいたほうが良いと思います。

事務局： その分、整合を持たせたかたちでということで承りたいと思います。

吉川会長：法律自身が景観緑三法で、景観法と屋外広告物法がセットで平成16年に改正された経緯もありますから、それを踏まえて検討願います。

他にご意見ございませんでしょうか。

木下委員：手元に資料が来ましたのが昨日で、夜帰ってきてから見ましたので、今日も朝10時からでしたので読む間がなくて、申し訳ないのですが目を通さずに来ていますので、今ちょっと付き合わせをしようと思って一生懸命努力したのですが、この資料とこのスペースでは無理なので、再度確認だけさせていただきたいと思います。先ほど課長から、前回の修正点に対してこのように修正を加えましたということでご報告いただいたのですが、私のほうで前回、前々回、もう一つ前の回も通して質問等しておりました点についてどのように勘案していただいたのか。また、その考え方を採用するしないというご判断もありましたから、どのように反映していただいたのかということの確認をさせていただきたいのです。前回の議事録を見ながらと思ったのですが、その点を探し出すのが大変難しいので、私が個人的に作っておりますメモをもとに再度確認をさせていただきたいと思います。先ほど山下委員からもありましたように冒頭の部分ですが、枚方は江戸時代から始まっているのではなく、古くからあるということを行目にも勘案していただいたということだったんですけども、「古来より」という言葉が入ってはいるのですが、結局海運の要所として、淀川にあったということのみでさらっと書いておられるのですが、写真にしましても、江戸時代の鍵屋の写真になっておりますし、その辺の歴史認識というものをもう少ししっかりと押さえたところから始まっていただけたらと思います。

それから、丘陵地帯、丘に関して私は、眺望も含めて丘という特徴が枚方としては大きな問題だということでお話させてもらっていたのですが、その点がどこまで勘案していただいているのかというのが、お答えをいただいた中で分かりませんでした。考え方の元々の視点が少しずつれているんじゃないかという指摘のもとでの丘陵という提案だったので、その点をどのようにお考えいただいているのか。景観軸の考え方についてです。

それから対策のところ、それぞれの地区ごとに目標というかたちで書いていただいているのですけれども、課題をもう少し明確にして、その課題に対して、今後どう取り組んでくのかという様に課題を明確にした上で書いていただいたほうが、どういう取り組みを今後していくのか、どういうふうに向かっていくのかという事が分かり易いんじゃないでしょうかというお話をしていたのですが、それは、私だけでなく他の方もその様におっしゃっていましたが、その課題の明確化がどこにもなくて、それに対してじゃあどういう方向で考えてどうしていくかという部分が、どう反映されているかですよね。もちろん今「目標」と「方針」というかたちにはなっているのですが、課題という書き方にはなっていないので、そこをどの様にお考えいただいたのか。

それからもう1つ、考え方の視点として申し上げていたのが、枚方市として

は「商・工・農・学・医・住」というかたちの様々な要素が混在しており、農業だけでもなく、工業だけでもない、様々な要素がひとつになっているところに魅力があると申し上げていたのですが、その視点はどうになりましたでしょうか。

もう1つ最後に、細かなところまでずいぶん詰めていただいているのですが、方針がマトリックス上に落ちていってるんですというこのやり方にはすごく違和感があって、こんなにも細かくそれぞれのところに基本的な考え方が、ここは当てはまっていますよ、ここは当てはまってませんというやり方が、本当に目標やテーマを反映する時に一番ベストなやり方なんだろうかとこのころは、数名の方が疑問を呈されていたと思いますが、その点は、項目を減らされたのかもわかりませんが、また同じ様なマトリックスのやり方を踏襲しておられるということは、これは既定路線なので、もう変えられないということなのかもしれませんが、このマトリックスの細分化して項目をチェックするやり方では、テーマを反映するという点において私は違和感を感じます。それと関連して言いますと、結局、この景観計画の最初の部分にあたると思いますが、一言で「枚方市の景観はどうなるの」、「どうしていこうとされてるの」、というところをちゃんと分かり易く言い切ったところがありません。そこがやはり、市民としては一番知りたいところで、景観は守っていくけれども新たに作っていく部分もたくさんあり、それをどう守りながらどう新しく作って、どう計画していくのかというところが、細かな部分はいっぱいあるのに、結局トータルにこうですと最初に示したものが、全く不足しているのではと、今日一番に思った感想です。

たくさん申し上げてしまいましたけれども、このように前回議論していたはずの点がどうなったのかというのが、行政の担当がお代わりになったので、それは議論が戻らざるを得ないのかもしれませんが、この時間の無い中でいかにこの審議会を活かしていくかという点において、また戻って同じ話をするのではなくて、これだけ先に進んでいるわけですから、やはり審議会に出た問題に対してどれだけ勘案されたのか、反映されたのか、されてないのかということを確認にお答えいただかなければ、なかなか、今日質問といわれても質問のしようがありません。どこにどう質問して良いのかすら分からない状況で、果たしてこの2時間を有意義に過ごせるのかなというような心配をしながら今日は参加させていただいています。お答えいただけるところで結構ですので、前回からどれだけ反映していただいているのか、勘案していただいているのかというところを、お答えいただければと思います。

事務局： それでは順次お答えしたいと思います。まず序章の枚方の景観の成り立ちに関する詳しい記述ではP11の「枚方市の景観の成り立ち」の中の例えば在原業平の有名な歌など、ここの箇所にも、ご意見頂いた部分を記載しています。序章の中に全てを盛り込むのはスペース的に問題がございまして、このようになり

ました。それと一番最後の景観をどうするのかの大きなつかみの部分のイメージが分かり難いとのことでございましたので、P20の中で、本日お渡しした景観づくりの目標ということで、「枚方の新たな魅力をつくる」と書いていますが、前回も上位計画にあっていないのではないかという話もあって、下にある「自然と歴史と人を紡ぐひらかたの新しい景観づくり」、こうしたスローガン、目標をさらにツリーのようにすることで、はっきりさせるという概念で考えさせていただいています。大きなテーマとは何かということにつきましては、そこに記載させていただいていると考えております。

それとマトリックスの考え方ということにつきましては、これについては確かに、縦と横で細かい地域をみていって、そこに◎、○、チェック無しがあるとか無いとかいう考え方で、そういう捉え方もあるだろうと思うのですが、都市計画マスタープランとの関連におきまして、必ずしも区切ったものではなく、その区域から横に広がる景観という形での捉え方をするというご指摘の中でこのマトリックスの1個1個のマスを見るのではなく、例えば地域別基本計画の総括表を見ていただければ、全体で枚方の都市の形が、どの場所に二重丸が多いとか、俯瞰的に見れるような表になってございます。今後、これらに基づいて、事業者への指導のためのツールの一つとして有効と考えております。

それから2点目でご指摘のあった丘陵の話ですけれども、貴重な丘陵が開発の中で失われてきたというようなご指摘も頂いて、街を見ますと確かにそういったところもあり、ただそういった開発の中にも、そうした行為をする際には、そういった稜線を配慮するだとか、調和するだとかの考え方で、区域にはこだわらずに眺望点という記載を盛り込んでいきたいと考えております。

それから、地域ごとの課題を抽出して、目標と方針という形になっているということにつきまして、こちらの基本方針の資料に課題抽出というかたちでまとめさせていただいています。我々の認識として、区域を区切っていただけの課題の抽出では、景観の認識からは外れてしまうので、我々としたら大きく全体を捉えた表現に止めておくというのが、この資料の構成となっております。

枚方市の特徴として、商業・大学・医療機関と色々な要素があるのではないかと、それらの捉え方として、必ずしも、景観と明確に一致するような要素で無い部分もあるかと思いますが、P21をご覧ください。枚方の様々な景観要素という形で記載させていただいています。前回以降、少し加えましたのは下段の真ん中、「市域に広く点在する住宅地等に囲まれた農地等のオープンスペース」こういったのも枚方の景観要素の1つではないかということで記載させていただいています。

以上で、まだまだ十分な答えになっていない部分もあると思いますが、今日時点での修正箇所として説明させていただきました。

木 下 委 員： 今教えていただいた中で、景観形成の課題という点を大きな3点という視点

でまとめたと書いていただいているんですけども、前はマトリックスという地区割りに従って、地区タイプごとにそれぞれ現状と課題を書いておられました。これはやはり、逆に言えば地区ごとでないと、課題というものは明確に見えてこないと思います。他の部分では、地区別に細かく分けていらっしゃるのに、課題だけまとめてしまうというのは、もちろん大きな考え方を示すときに、全体としての課題をきちんととらえることは絶対に必要だと思いますが、地区別に見たときに前は「現状と課題」ということで簡単にまとめておられたので、これはやはり現状というものの認識と、これからに向けての課題をはっきり分けたほうが良いのではないかと皆さんの意見だったと思いますが、今回は、それを省いてしまわれて、ここに大きくまとめられたということなんでしょうか。それはやはり、これだけ細かく地区設定されて、地区分析されて、景観設定もされているわけですから、地区ごとの課題というのはいらないですか。

事務局： 少し私の認識が足りなくて…。

吉川会長： 私もその議論は理解できないのですが、どういう議論だったですか。

木下委員： 前回で言うとP26 なんですけれど、「都市の骨格景観の方向性」の中に「①ターミナル拠点景観」以降①②③④とあって、「地区タイプ別の方向性」でまた①②③④⑤とあり、そのそれぞれに「現状と課題」ということで書いておられたのです。これは、各々「現状」と「課題」とに置き換えた方が今後の方向性に繋がりやすいので、二つを分けたほうがいいのではないのでしょうかという話をさせていただいていました。それが今回は大きく全体としてまとめました。地区タイプに関しては、それらを無くしましたということですか。

山下委員： もしかしたら、今の話は第4章以降で出てくる話では。

木下委員： 前回4章はなかったの。

山下委員： なかった、なかった。今日はじめて出てきました。今日は3章までがどうかという話ですけども、木下委員が前回主張されたことは、なんでもかんでも細かくすれば良いというものではないということではありませんか。

木下委員： そうです。それも1つです。市としてどういう方向でやっていくのかを一言で明確にして欲しいとお願いをしました。

吉川会長： 前回の最終的なとりまとめをさせていただいた内容は、ご指摘のとおり話をして、2×3のマトリックスが結局6では無いですよ。そんなの全部埋める

必要はないという話を申し上げて、事務局は、この主旨に則って改訂されてきたと僕は感じています。

木下委員： ですので、そのマトリックスを減らしてきていただいている点については、私は何も申し上げているつもりはありません。

吉川会長： というか、それが3章までの先程の個々の課題云々の話ではなくなったと思いますが。

木下委員： そういう意味ではなく、それぞれの地域というものがあるわけですね。それに対して前は「現状と課題」、その後「景観形成の方向性」というのを作っていらっしやったんです。それを今回は「景観の目標」と「方針」という内容に変えられたのですか。「課題」という内容を外されたのですかということの確認をしているのです。前は、全部現状と課題というふうに書いてらっしやいましたね。

吉川会長： 現状と課題のタイトルが抜けている話じゃないですか。

木下委員： 景観の方向性のところですか。前回の審議会での提言内容をどのように検討されたのかということを確認しているだけです。

事務局： この部分でまた、現状と課題という言葉が出てくるのが非常に煩雑だという認識でありまして、今回は現状と課題という言葉はやめて、その文言を消させていただいているという形にしております。

下村副会長： 課題と方向性の違いについて、どう捉えられているのかわからないのですが。

木下委員： ここに書いてある「現状と課題」という文言は外して、その内容はそのまままとめましたよということなのか、前は課題ということをしきんと1、2という形で箇条書きでもいいから明確にして、それに対してこういう手を打ちますよというふうにした方が繋がりがいいのではないか、そのために前は「現状と課題」を一緒に書いているからこの二つを分けた方が良くと申し上げました。これは、議事録に載っているはずですよ。

下村副会長： それは、いいとは思いますが、個々にやっているはずのことがあるような気はしますが、地区ごとでやるかどうかという話ですよ。

木下委員： 今は「ターミナル拠点景観」とか、大きく「都市の骨格景観」と「地区タイプ」を分けていらっしやるわけですよ。

岡 委 員： これは景観の類型をしているだけで、地区で分けているわけではないと思います。だから、ターミナル拠点と言っても色々なターミナルがあります。

吉 川 会 長： 要するに、課題とか現況とか色々あるわけです。

岡 委 員： 課題のレベルがそれぞれ違ってきますので、ここでターミナル拠点全体の課題として書けそうなものは書いてあるんですけども、課題をしっかりと書くことはこの時点ではおそらく無理ですが、方向性は出せると思います。それに対してどのレベルにある景観なのかは個々のターミナルの問題なので、ここでは書きにくいのではないかと思います。

木 下 委 員： それならば、それに対する方向性が出せること自体おかしくないですか。

岡 委 員： 方向はあるのだけれども、その方向に対してここまで進んでいるとかが場所ごとにあるのです。

木 下 委 員： それぞれの景観類型に対して方向性を出しており、方向性が出せるということは、それに対して何らかの現状の認識と問題があって方向性が出せるということではないのですか。だから、これはそういう類型割りをして方向性を出しているのですから、その方向性を出すときに、どういうものから出しているのかを、前は「現状と課題」から出しておられたと認識していました。だから、今回その文言をなくして3行か4行の文章のみになっていますが、文言が有る無いの話ではなく、それが前回の「現状と課題」を各々の類型ごとに方向を導き出す前提としてまとめ直したものと認識でよろしいですか。方向性があるということは、何かがあって方向性を考えたということなのだと思います。

岡 委 員： 現状を見る限り、大きくは変わっていない。「現状と課題」という言葉が無くなって、言葉を少し整理したというように感じます。

山 下 委 員： 第3章に枚方市の景観の現状と課題が出てくるのですが、このことを言うてるんじゃないでしょうか。

吉 川 会 長： これをとりあえず改訂するという方法は、これまでに見ているわけで、やり方が問題だという話になっているわけですので、状況等が変わってきていると思っています。

岡 委 員： 現状で課題の抽出が足りないということであればそれは問題ですが、単に体裁を変えられたという気がします。

木下委員：ただ足りないかどうかを判断する前に、現状としてこれがどういう認識で書かれた（修正された）ものなのかを確認したかっただけなのです。だから、これから作るんです。だからそこまで書いていませんならそれでいいんです。どういうやり方でされようとしてここをこういうふうに整理されたのかを確認しているだけです。何もこのやり方がいけないとかそういうことを言っているわけではなくて、全ての考え方には元があって、方向づけがされていくわけですから、そして、それを我々は毎回修正しながら進めていっている訳ですから、どういう考え方でそこに落ちてきているのか、それはこの後の部分にこう入りますというようなことを教えていただきながら確認していけたらと思うのですが、私だけの問題であるならばもう時間の無駄ですから進めていただいたいと思います。ただ、前回からの流れとして、やはり分かりにくくなっているというのは私は確かなことではないかと思えます。

吉川会長：少し私も理解ができていない部分があり、申し訳ないのですが。

木下委員：私は前回と同じことしか言っていませんので。前回と違うことは少しも言ってはおりません。

吉川会長：前回と比べて、かなりの部分を検討されたというのが私としてはあって、文言やその他の部分の問題はありますが、以前のこれよりは直そうという意識は見えていますし、特に都市マスとの関係の部分は市内部でかなり議論されて、基本計画自身の位置付けがかなり高まってきていると私は思います。

下村副会長：ちょっと一言だけ、ターミナルの部分をおっしゃっていたので、書きぶりを内部で検討していただいたらと思うのですが、通常、どこかに調査に行くとか、どこかの現状を把握するとかの場合、例えばターミナル拠点で建物が乱立しているというのが「現状」で、建物が乱立していて景観が悪化していると書けば「問題点」です。そして、乱立していて、景観が悪化していることを何らかの方法で良くしていかなくてはならないというのが「課題」です。そのために、規制をかけるというのが「方向性」です。その4つの言葉使いを気にしていただければ、委員のおっしゃっている現状・課題と方向性が2つにきっちり分けて書けると思います。例えば、ターミナル拠点の最後では、「人・車・自転車が錯綜し混雑の目立つところも多く見られます。」これは「現状」です。「問題」ではありません。「混雑してて、交通障害が発生している」とか「景観が醜い」と書けば「問題点」です。それを解消しなくてはならないというのが「課題」です。だから、ここはまさしく現状と方向性が書いてあって、まさしくその通りで、「錯綜して混雑していて非常ににぎやか」と判断する人もいらっしゃるかもしれません。そこに枚方市のターミナルを反映しているということをちょっと整理していただいて、文言のところを「問題点」を挙げているのか、ここは「現

状」だけ書いていて、後の判断は自分たちでしてねということなのか、そうではなく、現状がこうなっててこういう問題を含んでいる、という書き方に全部統一するのか、現状があり、それを問題視して、それを解消しなくてはならないという課題を持ち、そのためにこの方向性で行きますという4段論法をもって、ちょっと内容がわかりにくいんじゃないかという指摘に対して表現を変えると、おっしゃられているように流れていくと思います。実際、問題点と課題というのを別々にすると「自転車が非常に多く錯綜して混雑が目立つことを解消しなくてはならない」とダブルで書かなくてはならないところを、「自転車が多く、景観を阻害している」が「問題」であり、次に「その景観の破壊を解消しなくてはならない」が「課題」になる。そのために駐輪場を設置するか、時間制限をかけて侵入を防いだり、さらに啓発活動などで「ちゃんと置きましょう」とか言う手立てが「方向性」だと思います。お金がある場合と無い場合でも変わります。ですから、課題が一緒でも解決策は違うと基本的には理解してて、学生にも言っているのですが、そこがきちんと整理できたら報告書が書ける、文章が展開できるというお話を皆様には大変失礼とは思いましたが、整理の仕方をご検討いただければと話をさせていただきました。逆に、個別中傷みたいな写真が出てきますので、これは非常にまずいと文章で書けば、その写真に写っているビルの前の人たちは本当に大丈夫か？という心配が出てきますので、その点にご注意された方がいいと思います。

吉川会長： 課題も、人によって捉え方が違うと思います。今副会長がおっしゃったように、自転車がたくさん走っているのはにぎやかだと感じる人もいるし、あるいは怖いと感じる人もいるだろうし、色んな問題点があると思うので、あまり基本計画の段階で、1個1個これが問題だ、あれが課題だというのは、景観計画の中で、ここはこんな方針で完全に景観を創り上げていきますよという段階では課題を設定して、それに対して解決策をもたらすことは必要だと思いますが、これは前回は申し上げましたが、我々はある種の原則を定めているだけなので、あまり細かくやってしまうと、「基本計画に書いてあるのにお前ら何もやってないじゃないか」ということにもなりかねない。全ての市民に対して満点を狙うこと自体が難しい話なので、そこは書きぶりをご理解いただけるぐらいにしておかないと厳しいのかなと思います。

下村副会長： 詳細はやはり、具体的なアクションプランとしての個別の事業でやるべきだと思います。皆で同じ方向でやっていくという大前提の段階で抜けがないかのチェックは必要だと思います。

吉川会長： 先ほど出た屋外広告物の話で、道頓堀に看板がなくなったら道頓堀なのと同じで、それぞれで時代認識・歴史認識というお話もありましたが、たぶん委員も思い入れが強く、古いところは一杯あるという意識があると思うのです

が、現状の枚方のかたちが出来上がったところをスタートと考えると、やはり江戸時代の宿場町が原点に一番近いと思います。もちろん古いところもあります。大阪にしてもそれこそ難波宮から話をしますと非常に難しいことになりまして、その歴史が重複することになり、難波宮のあとは石山本願寺になって、難波宮自身も昔は古墳だったという話もありますから、どこに視点を置くかで捉え方が変わってきますので、そこは大きな方向で考えていただければと思います。

岡 委 員： すいません 4 章について議論しなければいけないことは重々承知しているのですが、前回休んでいたので確認ですが、3 章のところに書いてある 3 つの基本方針とその中身についての議論はなされたのでしょうか。3 つの基本方針にそれぞれ項目が 3 つか 4 つあるんですけども、基本方針については P22 に書いてあって、その中身については P23 のところに並んでいるんですけども、これ以上の解説が無いんです。私が見たときの感想ですけども、これについて議論してもいいのですか、それとももう終わったことなのですか。

吉 川 会 長： まだ終わってないです。まだまだ話し合います。

岡 委 員： こういういろんな世代の方が居られる審議会で、こういう基本方針がこれでいいのかという議論をするべきじゃないのかなという気がします。「高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む」が景観づくりの目標と基本方針の中にあるのですが、これについてまず 1 つは今更「高齢者・障害者にやさしい町」とか書くのかなと、「みんな」でいいんじゃないかと思ったり、障害者だけでなく妊婦さんもいるなどと色々思うので、中身は何かなと思って見てみると中身が分からないので、どこにあるのかと探すと P18 の「地域環境の現状と課題」を見ればいいのか。この辺を見ると、手戻りしている気がするのですが、これこそ現状と課題と基本方針が混ざっている感じがします。

また、もう少し細かい話をすると写真は気をつけて選ばないといけないと思います。例えば P22 の上の写真は自然系の写真で、歴史的なまちなみの写真が無いんです。3 つしかない魅力づくりの中にこれが無くて、本当はこの上に 2 枚写真が必要なのかなと思います。歴史と自然をどうするか議事録にありましたが、そのことを考えると「魅力的なまちを創る」に歴史的まちなみが入ってきてもいいんじゃないかと思います。順番に考えていくと、ここはこういうふうに切り分けたものが、また大きな方針に戻ったときに、うまく切り分けすぎていて、よく分からなくなっているところが少しあります。P23 の写真もそれぞれ選んでいただいていますけど、「まちの景観を乱すものを取り除く」にベンチの写真があり、ベンチを取り除くのかなと思ってみたり、これはまだまだこれから考えていただければいいと思うのですが、これも中身が分からなくて、P18 の 3 つ目の丸「景観阻害要因の現状と課題」が元になっているのだと推察

します。もう少しこのところが整理されたらいいんじゃないかなと思います。

下村副会長： まさに委員のご指摘にあったように、こういう課題があって、この中でちゃんと続いているかということについてページが分かれていますので、一度A3にまとめていただいて、というお話を前回させていただいたと思います。

岡委員： 先ほど申し上げたP17P18の現状と課題というものと、現状と課題があって方針・方向性が出てくるのですが、そのところを分かりやすくしていただければと思います。

下村副会長： 課題と方針とが繋がっているというところが、バクツとしているので前回も似たようなことを言いましたが、もっと具体的にこういうふうに対応していますよというのをまとめていただければと思います。

岡委員： そうなったときの最終的な方針はこれでいいのかという議論は、ここでしっかりと確認させていただきたいなと思います。

下村副会長： 写真について、P22の上の写真ですが、豊かな自然とあるが、休耕田なのではないですか。もう少し稲がこう豊かになってる方が良いのかなと思います。ちょっと裸地に見えてるところが心配です。

木下委員： 私の説明が下手で下村先生と岡先生に全部言っていただいたような形になっているのですが、最初に枚方としてどういう方向でいきたいのかを一言で書いたところを、もう少し詳しく作っていただきたいと言ったのはまさにこのことなんです。ここは項目ごとには書いてあるんですけども、結果的にどういう方向に持っていきたいのかを明確に述べられているところが無いのではないかなと思ったんです。枚方市は何も古いところがいいと思っているわけではなく、守るべきところと、先ほど申し上げたように、新しく創っていく枚方の景観はどうしていくのかというところが一番の問題であり、それをどうしていくのかというところで「枚方の新たな魅力を創る」となっていると思います。その「新たな魅力」が何なのかというところをやはり具体的に、課題を持って、方向性を持って落とし込んでいくというのが全てのあり方だろうと思うのですが、これも前々回一番最初にやったと思いますが、テーマとして「豊かな自然や歴史」「快適な地域環境」「都市的な魅力」とあり、これが本当に枚方としての基本方針なのだろうかと一度課題として投げかけました後に、変更されたのがどこかわかりませんが、これは景観を考える上での大前提であり、どこでも当たり前当てはまることですよというお話も一度させていただきました。その中で、枚方市として「新たな魅力」って何を創るのか、「豊かな自然や歴史」をまもるという中でどういった基本方針を持ってくるのかというのが大事で、それが今、

マトリックスがなぜ違和感があるのかということ、それを項目的に落としていて、あてはまる・あてはまらないという話になっているからすごく違和感を感じるのです。基本方針というのはある程度全体のベースとなるものですよね。ここにはあてはまるけど、ここにはあてはまらないというものではなく、大きな考え方としての基本方針であるべきものだと思うのです。だから、マトリックスにも違和感が生じているのだと思うのです。これについては議論したはずなんですが、そのまま提出されているということはこのままいくということだと思いますが、その辺が手戻り無くと言いつつもここまで作りこまれたということに関して、本当に手戻りしない為に、この審議会が機能しているのだろうかということは最初に申し上げたとおりです。

吉川会長： 何度も議論をするということは手戻りということではなく、ブラッシュアップしていくときのプロセスが同じく議論するわけではなくて、決して結果を急いでいるわけではありません。個々の語句だとか用語などはこの場で言うただかなくても事務局に直接言うただかなくても構わないわけで、どんどんブラッシュアップしていく話だと思いますし、実は私も語句については色々と言っており、語句が直っているだとか一つ一つ出てきています。あまりこの場でそういうことをやると、1文1文この場で検討していくことになりますので、そういうことは避けたいなと思っております。

他にもうご意見は宜しいでしょうか。

福山委員： そういうことを避けたいと言うことでしたらね、前回の委員の方がおっしゃられた意見によってある程度是正されてると思うんですよ。それで今日の審議会があるわけですから。それでまた問題点が出てくるということでしたら、これからの審議のやり方を考えないといけないんじゃないですか。でないところということばかりやっても時間ばかり過ぎていく。もうあと20分ぐらいじゃないですか。2時間の内ほとんどが1章から3章の話じゃないですか。最終的な構想ですから、それはそれでいいと思うんですが、その辺を次どうしていくのかを考えていただかないと、こんなことで時間を費やすようだと前に進みません。それは考えて下さい。今日はもう終わってもいいと僕は思います。そして、次はどうするかをはっきりしておいてもらわないと、この短い時間の中で全てできるとは思わないし、例えば今おっしゃられたように、個々に「ここおかしいのではないか」と市に答申するなりするのも僕はいいと思いますし、最終的に直って出てくればいいわけですから、ただ、こういう場所で会長がおっしゃられるようにやってしまうと時間的な問題があるんじゃないのですか。僕はできたら、次の機会からはどういう方向性でやっていくのかだけは決めておいて欲しい。でないと、今日聞いて思ったのは何も前に進んでいないということです。

吉川会長： 分かりました。4章の議論についてですが、4章は序章から3章がきちんと定まっていたら個別な対応で、それこそ先ほど申し上げた様に全部をやろうということではなくて、埋まっているところ・重要なところがピックアップされていけばいいというスタンスですので、今後の展開も含めてご相談を申し上げます。それでは、今後のスケジュールの話をしていただくのですが、素案の作成については現在読ませていただいております、それでもタイトはタイトなのですが、先ほど副会長からのご指示に屋外広告条例についての方針があるだろうとありましたので、そこも含めた調整と改訂案の議論を6月の初旬頃でよろしいですか。

ちょっと間が空きますが、目を通してください。

事務局： 今後のスケジュールのところで、この表で言いますと本日と次回で基本計画の素案となっていますが、冒頭申し上げたように少し時間を全体として議論していただく時間が確保できるようにずらしましたので、本日の議論を踏まえまして次回6月初旬に臨時で先生方が宜しければご審議していただきたい。それにあたりましては、会長からもありましたような手法なども含めて、我々事務局で洗練に努めて参りたいと思います。

吉川会長： 今、課長からありましたが、よろしいですか。それで、今も委員からお話がありました、個々の細かいところについては事務局に出していただいて、詰めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

山下委員： 過去の経緯を振り返れば、この話、審議会であまりやっていないわけですね。正直言ってこれでいいのかなと私は感じております。この辺もっと時間を掛けた方がいいのではないかと、昔のままでいいのかなとか思いながら出てまいりましたが、次回以降に議論する4章はこれとほとんど変わらないんです。地域割りなどはちょっと変わっていますが、北部地域・南部地域とか書いてあることがまったく同じに近い。改訂の方針のところに、従来の考え方を踏襲すると書かれていますから、これはこれで尊重して、これに応じて齟齬が無ければこれを取り入れたらいいんだというスタンスで望むべきなのか、ちょっとこの辺違うんじゃないのかということはどうも変えていくべきなのかということ、時間との関係もありますけどどんな姿勢で望んだらいいのかということについて、申し上げておきたいと思っております。

吉川会長： どうしても来年の4月という目標があり、急遽審議会条例ができて、基本計画・景観計画・景観条例などまとめなくてはいけない中での議論として、やっているところがあります。それで、今ご指摘いただいたように、これは絶対まずいだろうところは直していかないといけないというのは私も思っています。ただ、細かな問題については基本的な考え方ですので、そんなに変わ

ってないのであれば、その部分は踏襲していくということで何とか間に合わせたいと考えています。

岡 委 員： 基本方針は全く変わっていないのですが、これでいきましょうということですか。

吉 川 会 長： これはまずいというのがあれば変える必要があると思います。

岡 委 員： 本当にこの基本方針のままでいいのかということをごここで決めないといけません。

吉 川 会 長： 基本方針はこれを踏襲するというのが大前提で、それは議論しました。

岡 委 員： 先ほど高齢者についての話をしましたが、その議論は終わっているのですね。

吉 川 会 長： そこについてはやっていません。

岡 委 員： やっぱり決めるものは決めていかないと、時間的にも難しいなと思います。

下 村 副 会 長： 基本的には前の基本計画を踏襲することでいいんですが、商店街が同じなのかとかニュータウンは変わってきているというところがこれまでと同じでいいのかということをご内部でチェックしていただいて、例えば市街地でどうかとか、居住環境や、今全国的にニュータウンも見直されていますし、市街地と商店街・事業地や居住系統や周辺便益、「里山」というキーワードの話もありましたが、環境省が言っているのは 1990 年代には「里地・里山」であり、農村地域も含めて、山手も含めてということで、どちらの言葉を使うのがいいのかは分かりませんが、そっちのキーワードを入れて欲しいと言ったりする話もありますし、やはり最近の動きを入れた方が、見直しをした意義もあるという皆さんの意見だと思います。私が代弁する話ではなくて、少し皆さんのほうでもそういうところをごチェックする必要があるのではないかと思います。私よりも詳しい人が多いと思いますので、貴重なご意見を頂けたらと思います。

事 務 局： 今回は、前回頂いているご質問にきちんと答えられていないのかなと思ひまして、私どもも反省させていただいております。ただ、心苦しいところではございますが、来年 4 月に中核市に移行という形で全体的に今取り組みを進めていりる中で、やはり景観行政団体になる上は、私どもと致しましては来年の 4 月を目指しまして、この景観計画と景観条例を制定していきたいと思ひている所存でございます。時間が無いような状況でございますが、今日皆様から頂いた

ご意見を再度、内部で整理させていただき、次回、会長から先ほどお話がありましたように、もう一度審議していただきまして、なんとか取りまとめていきたいと思います。また、委員の皆様にはもう一度ご意見ご確認に伺うことがあるかもしれませんが、ひとつ宜しくお願い致します。

吉川会長： それでは、今部長からもお話ありましたように、改訂内容についてもう少し精査していただいて、6月の月上旬頃に審議会を開催させていただきます。それまでに、事務局から皆様にご意見・ご要望を聞かれるとなりましたので、6月または7月に再度審議してということにしたいと思います。以上を持ちまして、本日の審議をこれで終わらせていただきたいと思います。それでは最後に都市整備部次長から閉会の挨拶を賜りたいと思います。

次長挨拶： それでは閉会に際しまして挨拶させていただきます。まずは我々事務局側の資料準備が遅れてしまったことをお詫び申し上げます。また本日、皆様から貴重なご意見を賜りまして、次の資料作成に際しましては、それらをしっかりと整理し、早期に取りまとめをして次の会議につなげていきたいと思いますので、今後ともご協力の程宜しくお願い致します。本日はお時間をいただきありがとうございました。

吉川会長： 本日はどうも皆様ありがとうございました。これをもちまして審議会を閉会させていただきます。